



発行
東京都

目次

12

公 告

○平成二十六年定例監査（平成二十五年度執行分）の結果に関する報告の公表……（東京都監査委員）…

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成26年定例監査（平成25年度執行分）の結果に関する報告を次のとおり公表する。

なお、監査報告の決定に当たっては、高橋かずみ前監査委員及び野上純子前監査委員が関与し、山田忠昭監査委員及び上野和彦監査委員は関与していない。

平成27年3月16日

東京都監査委員 山田 忠 昭
東京都監査委員 上野 和 彦
東京都監査委員 友 瀨 宗 治
東京都監査委員 筆 谷 勇
東京都監査委員 金 子 庸 子

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき、都の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、平成26年定例監査を実施した。

2 監査の対象

平成25年度における都の事務及び事業の全般を対象とした。
あわせて、平成25年度東京都財務諸表の作成についても検証した。

3 監査の期間

平成26年1月6日（月曜日）から同年9月4日（木曜日）まで
局別の実地監査期間は、別表1のとおりである。

4 監査実施状況

全28局を対象として、表1のとおり、監査を実施した。
局別の実地監査場所は、別表2のとおりである。

（表1） 監査実施状況

区分	対象箇所数	実施箇所数	実施率
本庁	141	141	100%
事業所	738	304	41.2%
計	879	445	50.6%

5 監査の観点

合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を行った。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、表2のとおり、16局に対し、84件の指摘を行った。

指摘事項の一覧は別表3のとおりである。

指摘金額は3億3,356万余円であり、このうち、経費の削減や収入漏れなどを指摘したものが1億3万余円である。

(表2) 指摘事項局別件数

	歳入	歳出	財産	その他	計	うち重点 監査事項	
						土木	局別
1 主税局	3				3		
2 生活文化局		1			1		
3 オリエンティック・パラリンピック準備局		1		1	2		
4 都市整備局		2			2		
5 環境局		1			1		
6 福祉保健局	1	4			5		1
7 病院経営本部		5			5		1
8 産業労働局	2	5	1	2	10		1
9 中央御売市場		4			4		
10 建設局		11			11		9
11 港湾局		11			11		3
12 交通局		4		3	7		5
13 水道局		6		4	10		4
14 下水道局		6			6		6
15 教育庁	1	2		2	5		1
16 選挙管理委員会事務局		1			1		
計	7	64	1	12	84	27	4

2 主な指摘事例

オリエンティック・パラリンピック準備局 指摘事項(1)

(1) 指定管理業務に係る年間の収支状況報告が誤っていたもの

駒沢オリエンティック公園総合運動場の管理運営について、指定管理者が提出した事業報告書に記載されている事業別の収支差額など4つの項目で、約1,500万円が誤って記載されていた。

オリエンティック・パラリンピック準備局は、駒沢オリエンティック公園総合運動場の管理運営について、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団を指定管理者として施設の管理運営を行わせている。

法人は、「駒沢オリエンティック公園総合運動場の管理運営に関する基本協定」に基づき、施設の管理運営業務、利用者に対するサービス提供事業、スポーツ振興事業及び自主事業を行っている。

局は、基本協定に基づき、四半期ごとに「四半期報告書」により管理運営業務の実施状況、利用料金、事業収入などの収支状況等の抄、毎年度終了後に「事業報告書」により年間の管理運営業務の実施状況及び収支状況の報告を、事業ごとの内訳を付して、法人から受けている。

そこで、事業報告書について見ると、法人の支出金額を計上していないことなどにより、自主事業の収支差額など4つの項目で約1,500万円が誤って記載されていた。

局は、四半期報告書により収支状況を確認しているながら、事業別の収支差額などが誤っている事業報告書を受受しており、指定管理者の収支状況等の確認・検証が十分でないこととなる。

このため、局に、指定管理者から収支状況等を適正に報告させるとともに、報告内容を確認・検証するように求めた。

病院経営本部 指摘事項 (2)

(2) 人工呼吸器の保守点検を実施したか適切に確認していなかったもの

病院は、借り入れた機器について保守点検が実施されているかを確認しなければならぬが、病院が借り入れている人工呼吸器について適切に確認していなかった。

医療法等によると、病院は医療機器の安全管理のための体制確保を行うこととされており、借り入れた機器についても保守点検を実施することとされている。

しかしながら、病院が借り入れている人工呼吸器について、保守点検が行われたか確認していない事例等が見受けられた。

① 小児総合医療センターは、借入契約において、保守点検を行うこととしているものの、点検の予定時期、間隔等と保守点検報告書の提出について定めていない。

この結果、病院は、人工呼吸器について保守点検が実施されたか確認していない。

② 駒込病院は、借入契約において、保守点検を行い、保守点検報告書を病院に提出することとしているものの、点検の予定時期、間隔等について定めていない。また、保守点検報告書が保存されていない。

この結果、保守点検が適切に実施されたか確認できない状態となっている。

③ 多摩総合医療センターは、借入契約において、保守点検を行い、保守点検報告書を病院に提出することとしているが、点検の予定時期、間隔等について定めていない。

この結果、病院は保守点検報告書の提出を受けているものの、予定時期に保守点検を行ったかを確認できない状態となっている。

建設局 指摘事項 (3)

(3) 緊急補修を要する道路の損傷について、道路巡回日報に記載されていなかったもの

建設事務所では、道路の破損等を早急に発見し応急的に補修を行うため、道路巡回を行っているが、所轄警察署からの連絡に基づき緊急補修を行う必要があると判断した道路の損傷が、道路巡回日報に記載されていなかった。

第一建設事務所は、南青山の都道について、所轄警察署からの連絡に基づき現地を確認したところ、複数箇所で路面に亀裂が生じているなど、損傷が激しく、緊急に補修する必要があると判断したため、「路面補修工事緊急施行特例都道赤坂杉並線(第413号)港区南青山2丁目地内」(工期：平成25.5.24～7.16、契約金額2,205万円)を実施している。

一方、この道路は、所が、道路巡回委託契約により、受託者に道路の巡回点検を行わせているが、道路巡回点検日報にはこの損傷について記載されていなかった。

道路管理部は、委託による道路巡回について、道路巡回点検委託マニュアルにより定められているものの、受託者が自ら対応できない規模の損傷を発見した場合については、マニュアルでは道路巡回点検日報に記載しなければならぬと明記はされていないことから、所は道路巡回点検日報への記載を必ずしも求めていなかったとしている

しかしながら、緊急補修を要する道路の損傷について、道路巡回日報に記載されないことは適切でない。

そこで、重大な道路の損傷についても道路巡回日報に記載されるよう道路巡回点検委託マニュアルと仕様書を見直すよう求めた。

教育庁 指摘事項（2）ア

（4）校舎の外壁診断を実施した部署が外壁の危険度を学校に連絡しなかったもの

東部学校経営支援センターが実施した調査により、高等学校の校舎の外壁に安全対策の実施と補修が必要であると判定された箇所があったが、センターは学校にこれを連絡しなかったため、学校が必要な安全対策を実施できなかった。

東部学校経営支援センターは、建築基準法に基づき、各学校の校舎等の外壁について、定期的な診断を委託により実施している。

診断の結果、墨田工業高等学校の校舎等の外壁に、第三者被害の可能性があり安全対策の実施と補修が必要であると判定された箇所があり、この近辺を生徒が通行しているため、学校は安全対策を行う必要があった。

しかし、センターは学校に調査結果を連絡しておらず、学校は安全対策の実施ができなかった。

教育庁 指摘事項（4）

（5）長期欠席の原因や、指導・対策の内容について記録していなかったもの

都立高等学校において、長期欠席が主な原因で転・退学に至った生徒について、長期欠席に至った原因や学校が講じた指導・対策の内容について記録がなく、校長が長期欠席の原因を把握し、指導・対策を行ってもなお、転・退学せざるを得ない状況であったか検証できない事例があった。

都立高等学校では、長期欠席により単位未履修となり、転・退学に至る事例が多いことから、転・退学の理由を把握し、その原因に応じた適切な指導・対策を行う必要がある。

転・退学に当たっては、生徒及び保護者が、転・退学願を校長宛てに提出し、担任が副申書を添えて、校長に提出する。副申書は、生徒から転・退学の申請があったときに、担任が転・退学が適切であることを申し添えるものである。校長は、転・退学願及び副申書により、転・退学が適切であるかを判断し、転・退学を許可している。また、担任等から聞き取りしてきた内容を基に許可している。

学校は、一旦生徒に入学を許可したことから、生徒に転・退学を許可するには、必要な指導・対策を行ってもなお、転・退学せざるを得ない状況であったことを確認しておかなければならない。

したがって、転・退学に係る副申書には、

- ① 単位未履修など転・退学に直接結び付く理由
- ② ①の原因となった長期欠席に至った原因
- ③ 学校が講じた指導や対策の内容

について具体的に記載し、転・退学に至った原因・理由・指導内容を客観的に検証することができるようしておく必要がある。

しかしながら、町田（定時制）、日野、東大和南及び若葉総合高等学校において、長期欠席が主な原因と認められる転・退学に係る副申書に、長期欠席に至った原因や学校が講じた指導・対策の内容についての具体的な記載が不足している事例があった。このため、校長が長期欠席の原因を把握し、指導・対策を行ってもなお、転・退学せざるを得ない状況であったと判断したことの検証ができない状況となっている。

第3 重点監査事項

重点監査事項として、次の項目を設定し、重点監査事項ごとに観点を定めた上で、局ごとに重点監査事項と具体的なテーマを設定することとした。

平成26年定例監査重点監査事項

- 土木構造物の維持管理
- 業務委託
- 業務の内部分割
- 収入管理・滞納整理
- 現預金管理
- リース契約
- 土地の利活用

監査の実施に当たっては、表3のとおり、13の局について、事業内容に応じて重点監査事項を選定し、具体的なテーマを設定した。

ただし、土木構造物の整備・管理を所管する局については「土木構造物の維持管理」を選定した。

監査の結果、9局に対し、31件の指摘を行った。

(表3) 局別重点監査事項一覧

局	選定した重点監査事項	テーマ	指摘件数
1 生活文化局	リース契約	—	0
2 都市整備局	事業実施部門の外部委託	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターへの委託	0
3 環境局	事業実施部門の外部委託	公益財団法人東京都環境公社への委託	0
4 福祉保健局	リース契約	—	1
5 病院経営本部	リース契約	—	1
6 産業労働局	事業実施部門の外部委託	公共職業訓練の民間委託	1
7 中央卸売市場	収入管理	使用料等徴収金	0
8 建設局	土木構造物の維持管理	道路施設・橋梁・水門	9
9 港湾局	土木構造物の維持管理	港湾施設・海岸保全施設	3
10 交通局	土木構造物の維持管理	都営地下鉄等のトンネル・駅・橋梁等	5
11 水道局	土木構造物の維持管理	浄水場施設	4
12 下水道局	土木構造物の維持管理	下水道管路施設	6
13 教育庁	債権管理	教職員の給与等の返還金	1
計			31

1 土木構造物の維持管理

(1) 目的

中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故、高速道路上の「跨道橋（こどうきょう）」点検未実施など、土木構造物に係る安全管理が社会的な課題となっており、都が管理する土木構造物について、都民の安全を確保できない事例がないか検証した。

土木構造物の例

- 道路（道路法によらない道路状の構造物及び道路付属設備を含む。）
- 隧道（付属設備を含む。）
- 橋梁（付属設備を含む。）
- 河川管理施設（ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、調節池）
- 港湾施設（防波堤、航路、泊地、保留施設、臨港道路）
- 海岸保全施設（水門、防潮堤、護岸、陸間、閘門、排水機場）
- 水道施設（給水管、配水管、本管、配水地、浄水施設）
- 下水道施設（下水道管、人坑、公共ます、ポンプ所、水再生センター）

(2) 監査の方法

建設局、港湾局、交通局、水道局及び下水道局が所管する土木構造物のうち、監査対象とするものを選定し、次に掲げる着眼点により、監査を行った。

着眼点

- ① 必要な構造物について必要な項目を点検しているか
- ② 点検結果を維持補修に活かしているか
- ③ 点検以外に維持補修の必要性を組織的に把握しているか
- ④ 必要に応じて速やかに、維持補修を行っているか
- ⑤ より経済的・効率的な維持補修の実施方法がないか
- ⑥ 計画修繕は実際の老朽化に応じて適切な時期に行われているか
- ⑦ 保守点検、維持補修及び計画修繕は適正な手続により行われているか

(3) 監査の実施状況

表4のとおり、局ごとに対象とする施設を選定した。

(表4) 局別の監査実施状況

No	局名	対象施設
1	建設局	道路施設（トンネル、擁壁等）、橋梁、水門等の治水施設
2	港湾局	港務施設（岸壁、棧橋、橋りょう構造物等） 海岸保全施設（外部防潮堤、内部護岸等）
3	交通局	都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーにおける土木構造物 （トンネル、駅、通風口、開口部、高架橋、橋梁、土留）
4	水道局	浄水場施設
5	下水道局	下水道管路施設

(4) 監査の結果

各局では、概ね、次の手順により、土木構造物の維持管理を行っている。

土木構造物の維持管理に係る業務

日常点検	外観の目視により日常的（毎日、月に1度など）を行う。
定期点検	技術者が目視に加えて点検機器を用いるなどで行う。
その他	利用者等から異常の通報を受けて、異常箇所を把握し、確認する。
異常時点検	異常発見時に、状況を確認する。
維持修繕	異常発見時に行う。
計画修繕	年次の経過に伴い機能維持のために計画的に行う。

これらの業務について、「(2) 監査の方法」に記載した着眼点等により監査を行い、5局に対し、27件の指摘を行った。

指摘事項を類型別に整理すると、表5のとおりであり、ア・イのように各種点検の結果を記録していなかったために点検を実施したかわからないもの、ウのように定期点検の報告書に誤りがあるもの、エのように異常発見時の判断を記録していないために対処が適切であったか検証できないもの、オのように軽微な故障への対応が行われていなかったものなど、改善を要する点が認められたものの、利用者の安全を害するような事項については指摘する事項はなかった。

(表5) 工事に係る類型別指摘状況

区分	指摘件数
ア 日常点検の結果を記録していないもの	3
イ 定期点検を実施していないもの	3
ウ 委託により行った定期点検の報告内容に誤りがあるもの	4
エ 異常発見時における点検の結果を記録していないもの	3
オ 故障への対処を行っていないもの	3
カ 修繕工事の事務処理が適正でないもの等	11
計	27

(5) 主な指摘事例

ア 日常点検の結果を記録していないもの

定期巡回を行うべき83の道路施設について結果を記録していなかったもの

建設局 指摘事項 (1) ア

建設局は、道路施設（トンネル、擁壁等）について、「道路施設点検調査要領書」に基づき、5年に1度、委託により、目視及び点検機器を用いて、定期点検を行っている。

点検の結果、損傷が大きく、道路利用者に影響を与える可能性があるものについては、応急処置後、必要に応じて対策工事を行うが、対策工事を完了するまでの間は、要領書に基づき、年に1度、定期巡回を行う。また、中程度の損傷のものについても、2年に1度定期巡回を行う。

しかしながら、第六建設事務所及び北多摩南部建設事務所は、定期巡回を行うべき83の道路施設において、定期巡回の結果を記録していなかった。

この結果、要領書に基づき定期巡回を実施したと認めることができない。

海岸保全施設の一般点検の結果を対象施設の点検項目ごとに記録していなかったもの

港湾局 指摘事項 (1) イ

東京港建設事務所は、海岸保全施設 (外郭防潮堤、内部護岸等) の維持管理を行っている。これらの施設の維持管理には、施設の状態を的確に把握する必要があるが、そのためには定期的な点検と点検結果の蓄積が重要である。

所は、「港湾構造物点検マニュアル」に基づき、1か月に1度程度、目視により外観を点検する一般点検を委託により行っている。

しかしながら、「港・港南地区海岸保全区域護岸等巡回点検業務委託」及び「江東・中央区地区海岸保全区域護岸等巡回点検業務委託」は、点検マニュアルに定める項目を漏れなく点検するのではなく、また、点検結果の報告が、対象施設の点検項目ごとではなく、点検箇所ごとに異常の有無と異常箇所の内容を報告するものとなっていた。

この結果、マニュアルに基づく一般点検を実施したと認めることができない。

イ 定期点検を実施していないもの

浄水場施設について定期点検を実施していなかったもの

水道局 指摘事項 (1) イ・ウ

水道局では、「水道施設点検要領」に基づき、浄水場施設の定期点検を年2回実施している。

しかしながら、東村山浄水場では、沈殿池など一部の施設について平成25年度の第1回目の点検を行っていなかった。

また、小作浄水場では、平成25年度の定期点検を2回とも実施していなかった。

ウ 委託により行った定期点検の報告内容に誤りがあるもの

トンネルの照明設備の月次点検で実際と異なる故障箇所数が報告されていたもの

建設局 指摘事項 (1) オ (ウ)

南多摩東部建設事務所は、委託により、小山内裏トンネル、綾部原トンネルなどの照明設備の月次点検を行っている。

所は、小山内裏トンネルの照明設備改修工事を平成26年1月から実施し、同トンネルの照明設備は1月以降、故障箇所が5か所程度に減少しているにもかかわらず、月次点検では、依然として17か所が故障していると報告されていた。

また、綾部原トンネルについても実際と違う故障箇所数が報告されていた。

エ 異常発見時における点検の結果を記録していないもの

「港湾構造物点検マニュアル」に基づく各種点検の結果を適正に記録していないもの

港湾局 指摘事項 (1) ア

東京港管理事務所及び東京港建設事務所は、港湾施設 (岸壁・棧橋等) 及び海岸保全施設 (外郭防潮堤、内部護岸等) について、「港湾構造物点検マニュアル」に基づき、各種点検を行っている。

しかしながら、

① 災害発生後、緊急に目視により外観を点検する異常時点検では、施設ごと点検項目ごとに報告書に結果を記載すべきところ、異常箇所についてのみ記載している。

② 異常発見時に施設補修部署が行う異常時点検では、補修の要否を判断し、その内容を報告書に追記すべきところ、これをしていない。

③ 施設補修部署が異常の進行状況を定期的に把握するために行う定期点検では、港湾施設については報告書がなく、海岸保全施設については施設ごと点検項目ごとに結果を報告書に記載すべきところ、異常箇所についてのみ記載している。

この結果、各所はマニュアルに基づくこれらの点検を実施したと認めることができない。

オ 故障への対応を行っていなかったもの

浄水場の建築物壁面のひび割れについて補修を行っていないもの

水道局 指摘事項（1）ア

水道局では、「水道施設点検要領」に基づき、浄水場施設の定期点検を年2回実施している。

しかしながら、金町浄水場では、平成25年12月の定期点検において、凝集剤注入所地下1階壁面の長さ3mのひび割れについて早急な対応が必要とされているが、補修を行っていない。

これは、平成23年9月の定期点検以来、状況が悪化しているにもかかわらず、2年以上補修を行っていなかったものである。

故障処理作業を適切に行ったか確認できないもの

下水道局 指摘事項（2）

下水道局では、業務履歴検索システムにより、出張所が、管路破損や故障の状況、補修工事や処理の内容を入力し、下水道事務所が確認する仕組みとしている。

しかしながら、千代田出張所の5件、港出張所の2件の故障処理作業については、出張所の入力内容が不十分であったため、中部下水道事務所では、処理作業が適切に行われたか確認できない状態となっていた。

カ 修繕工事の事務処理が適正でないもの等

土木構造物の維持管理に必要な工事の実施に当たり、表6のとおり、工事費の所属年度の誤りなど事務処理の誤りが見受けられた。

(表6) 修繕工事の事務処理が適正でなかった事項

局	指摘件名	概要
建設局	(1) 道路施設の点検等について オ 立体交差及びトンネル設備保守委託について (ア) 積算を適切に行うべきもの	消火器更新の過大積算
交通局	(1) 適正な所属年度により支出すべきもの	維持修繕工事費の所属年度違い
交通局	(2) 土木工事工種別単価請負工事について ア 交通誘導警備業務を適正に実施すべきもの	工事に係る法令順守
交通局	(2) 土木工事工種別単価請負工事について イ 道路使用許可を適正に受け取ったことを確認した上で、道路上での作業を実施すべきもの	工事に係る法令順守
交通局	(3) 防火管理体制を適正にすべきもの	消防設備管理
交通局	(4) 高所作業における転落防止策を適正に講じるべきもの	工事に係る法令順守
下水道局	(1) 管きよ維持補修工事について ア 適正な所属年度により工事代金を支払うべきもの	維持修繕工事費の所属年度違い
下水道局	(1) 管きよ維持補修工事について イ 工事請負契約を適正に締結すべきもの	他業者に工事を 行わせる前提で 施工指示
下水道局	(4) 公共ます設置の承認工事に係る事務手続を適切に行うべきもの	事務処理に不備
下水道局	(5) 工事変更に係る事務手続を適正に行うべきもの	工法や施工時間の 変更手続不備